

○外国為替及び外国貿易法第二十七条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第六号）

改正後

改正前

(定義)

(定義)

第一条 「略」

第一条 「同上」

〔一〇四 略〕

〔一〇四 同上〕

五 対象事業 対内直接投資等に関する命令第三条第五項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）別表第一及び第二に掲げる業種に該当する業種並びに別表第三に掲げる業種（別表第一に掲げる業種を除く。）に該当しない業種（別表第一及び別表第二に掲げる業種を除く。）に属する事業又は対内直接投資等に関する命令第三条第二項、第二項、第七項及び第八項、第三条の二第四項及び第五項、第四条第三項及び第四項並びに第四条の三第三項及び第四項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報及び法人を定める件（令和八年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）第二条に規定する法人が営む同告示第一条に規定する技術若しくは情報に係る事業をいう。

五 対象事業 対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）別表第一及び第二に掲げる業種に該当する業種並びに別表第三に掲げる業種（別表第一に掲げる業種を除く。）に該当しない業種（別表第一及び別表第二に掲げる業種を除く。）に属する事業をいう。

〔六・七 略〕

〔六・七 同上〕

八 発行会社等 発行会社、特定子会社、特定親会社又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響

八 発行会社等 発行会社、特定子会社、特定親会社又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響

を与えることができる他の会社として対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）（以下「命令」という。）第三条第六項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて対象事業を営むものをいう。

〔九〇十一 略〕

十二 特定業種 令第三条の二第三項第三号に規定する特定業種をいう。

十三 特定法人 令第三条の二第三項第三号に規定する特定法人をいう。

（対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準）

第二条 「略」

一 外国投資家は、当該対内直接投資等に係る発行会社等の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に就任し、又は命令第二条第三項第一号イからトまでに掲げる者（自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつては、同項第二号イから又までに掲げる者を含み、外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合であつて、自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつては、命令第二条第三項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役若しくは監査役に就任させてはなら

を与えることができる他の会社として対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）（以下「命令」という。）第三条第四項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて対象事業を営むものをいう。

〔九〇十一 同上〕

十二 特定業種 令第三条の二第二項第三号に規定する特定業種をいう。

〔号を加える。〕

（対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準）

第二条 「同上」

一 外国投資家は、当該対内直接投資等に係る発行会社等の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に就任し、又は命令第一条第一項第一号イからトまでに掲げる者（自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつては、同項第二号イから又までに掲げる者を含み、外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合であつて、自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつては、命令第一条第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役若しくは監査役に就任させてはなら

ない(外国投資家が自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外にあっては、会社法第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。)

二 外国投資家は、自ら又は他の株主を通じて令第十二条第十一項第二号から第四号まで及び命令第二條第四項各号に掲げる議案(対象事業に係るものに限る。)を発行会社の株主総会に提案してはならない。

三 「略」

四 外国投資家は、令第三條の二第三項第三号口に掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は特定法人として営む対象事業に関し、当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させてはならず、又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により提案してはならない。

五 命令第三條の二第六項各号に規定する外国投資家にあつては、令第三條の二第三項第三号口に掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は特定法人として営む対象事業に関し、非公開情報(発行会社等の役員に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。以下同じ。)の取得その他の当該情報の流出につ

ない(外国投資家が自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外にあっては、会社法第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。)

二 外国投資家は、自ら又は他の株主を通じて令第十二条第十一項第二号から第四号まで及び命令第二條第二項各号に掲げる議案(対象事業に係るものに限る。)を発行会社の株主総会に提案してはならない。

三 「同上」

四 外国投資家は、令第三條の二第二項第三号口に掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させてはならず、又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により提案してはならない。

五 命令第三條の二第四項各号に規定する外国投資家にあつては、令第三條の二第二項第三号口に掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、非公開情報(発行会社等の役員に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。以下同じ。)の取得その他の当該情報の流出につながるおそれのあるものとして次

ながるおそれのあるものとして次に掲げる行為を行ってはならない。

「イ〜ハ 略」

六 命令第三条の二第六項各号に規定する外国投資家にあつては、令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は特定法人として営む対象事業に関し、発行会社等の使用人その他の従業者として就労し、若しくは自らの指示により命令第二条第三項第二号イから又までに掲げる者を発行会社等の使用人その他の従業者として就労させてはならず、又は発行会社等の役員若しくは使用人その他の従業者に対し、自ら若しくは第三者において就労することの勧誘を行ってはならない。

(対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準の例外)

第三条 「略」

一 「略」

二 法第二十七条の二第一項の規定により法第二十七条第一項の規定による届出をせずに行つた直近の対内直接投資等の後に生じた事由により、法第二十七条第一項の規定による届出をして対内直接投資等を行つてはならない期間が満了した後に行う令第二条第十一項第二号から第四号まで及び命令第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に係るもの(当該届出に関し法第二十七条第十項の規定に基づき当該対内直接投資等に係る内容又は中止を命じられていないもの)であつて、当該届出に関し虚偽の届出でないものに限る。)を行

に掲げる行為を行ってはならない。

「イ〜ハ 同上」

六 命令第三条の二第四項各号に規定する外国投資家にあつては、令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、発行会社等の使用人その他の従業者として就労し、若しくは自らの指示により命令第二条第一項第二号イから又までに掲げる者を発行会社等の使用人その他の従業者として就労させてはならず、又は発行会社等の役員若しくは使用人その他の従業者に対し、自ら若しくは第三者において就労することの勧誘を行ってはならない。

(対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準の例外)

第三条 「同上」

一 「同上」

二 法第二十七条の二第一項の規定により法第二十七条第一項の規定による届出をせずに行つた直近の対内直接投資等の後に生じた事由により、法第二十七条第一項の規定による届出をして対内直接投資等を行つてはならない期間が満了した後に行う令第二条第十一項第二号から第四号まで及び命令第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に係るもの(当該届出に関し法第二十七条第十項の規定に基づき当該対内直接投資等に係る内容又は中止を命じられていないもの)であつて、当該届出に関し虚偽の届出でないものに限る。)を行

う場合 前条第二号
〔三〇六 略〕

場合 前条第二号
〔三〇六 同上〕